

第二十八回国会 衆議院 社会労働委員會議録第三十二号

(四〇二)

昭和三十三年四月二日(水曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

町松馬場四三圖又二(第七六九号)

国際労働条約第八十七号批准促進に

関する陳情書外一件(東京都千代田

区霞ヶ関一の一全国司法支部職員労働

組合中央執行委員長佐藤喜三郎外一

名)(第七七三三三)

戦没動員学徒及び女子挺身隊遺族の

援護に關する陳情書(豊橋市前田南

町一八六動員学徒等遺家族援護期成

同盟杉田鉄治)(第七七四四号)

同和問題解決に關する陳情書外二件

(徳島県議會議長久次米健太郎外五

名)(第七七八八号)

未帰還者留守家族等援護法による療

養給付期間延長に關する陳情書(徳

島県議會議長久次米健太郎外三名)

(第八一三三三)

調理改善法制定促進に關する陳情書

(東京都中央区築地四の一日本全

調理士連盟理事長小泉皓一郎外一

名)(第八一六六号)

医業類似行為既存業者の業務存続に

關する陳情書(東京都千代田区内幸

町一の一全国療術協同組合黒田保次

郎)(第八一八八号)

陳情書(熊本県菊池郡大津町大字室

二一西村静雄)(第八二四四号)

二見浦保育所新設費国庫負担に關す

る陳情書(三重県度会郡二見町長角

谷憲治郎)(第八二六六号)

社会福祉事業関係予算措置の改善等

に關する陳情書(高知県知事溝淵増

巳)(第八二七七号)

国民健康保険の義務制等に關する陳

情書(水戸市南三の九一〇七茨城県

町村議會議長會長平山智得)(第八二

八号)

社会保障の拡充に關する陳情書(岸

和田市議會議長東京三郎外二名)

(第八二九二号)

失業対策事業費全額国庫負担等に關

する陳情書(郡山市議會議長下河辺

行雄)(第八三〇三三)

保育事業の援護率引上げ等に關する

陳情書(広島県府中市府中町府中市

保育所保護者連合會後藤三郎)(第八

三三三三)

社会福祉費削減反対に關する陳情書

(茨城県下館市接内二二二阿部勝

次外四百八十九名)(第八三三三三)

全国町村會會長山本力蔵)(第八三六

号)

医療費値上げ反対に關する陳情書

(石川県鳳至郡穴水町字曾長室木井

造外一万一千二百六十八名)(第八三

七号)

衛生検査技師法制定に關する陳情書

外一件(高田市大手町六五新潟県立

中央病院上石給外一名)(第八四六

号)

保育所関係予算の確保に關する陳情

書外十一件(岡崎市中町燕ヶ丘保育

園坪内玲子外十一名)(第八七〇

号)

最低賃金制実施に關する陳情書外六

件(大牟田市南船津町四丁目飯星保

外六名)(第八七一七号)

戦没者遺族の処遇改善に關する陳情

書外八件(庄原市本町前川義一外八

名)(第八七二二二)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本労働協合法案(内閣提出第三九

号)

○森山委員長 これより會議を開きま

で、私が本日質問をする中にも、幾分

ダブる面があるかもしれませんが、大

臣は、それは質問がダブりますから答

弁の必要はないとかなんとかいうよう

なことをいつも言われるが、きょうは

そういうことのないようにお願いしま

す。

労働者の設置法の三条には、「労働

省は、労働者の福祉と職業の確保とを

図り、もつて経済の興隆と国民生活の

安定とに寄与するために、左に掲げる

国の行政事務及び事業を一体的に遂行

する責任を負う行政機関とする。」と

いうことを定めておいて、そして九つ

の種類をあげておるわけでありませう。

労働組合に關する事務、労働関係の調

整及び労働に關する啓蒙宣伝、それか

ら労働条件の向上及び労働者の保護、あ

るいは婦人の問題、職業紹介の仕事、失

業対策に關する件、労働統計調査、そ

れから前各号に掲げるものを除くは

か、労働者の福祉の増進及び職業の確

保、それから労働者災害補償保険の問

題、失業保険事業の問題というよう

に、幾つも労働省の一体的な行政事務

協会を作つて、これらに宣伝、啓蒙、あるいは統計調査、そういうものをまかせなければ、設置法三条の目的を完遂することができないというふうな観点で、この労働協会法案が作られるような気がするのですけれども、この点に対する大臣の見解はどうでしょう。

○石田國務大臣 設置法三条の第一項の規定を、より効果的にやりますために、民間団体をしてこういう仕事をさせることが適当と考えたからでございます。

○五島委員 そうすると、この第一条の目的の「理解と良識をつちかう」ということの理解という意味は、一体どういふように解釈され、良識というのは、いかなるものを良識と解釈されるかということについて……

○石田國務大臣 理解は、労働問題についての各般の知識の普及に努めるといふことであります。それから良識は、いずれにも片寄らない、正鵠を得た判断力を養ふということでありま

す。

○五島委員 この組織法の第三条には、「労働者の福祉と職業の確保とを図り、」云々とありますが、これらに關する業務は協会法案には見当たらないのです。何だか協会法案自身が空虚な感じがするのです。協会そのものに、何か本質的な疑惑がわくような感じがするわけですね。福祉の問題等々について、この協会法案の中に一つもうたつていないというところは、一体どういふ観点からうたわれなかったかということについて……

○石田國務大臣 労働省のやりま

す事は、全部労働省の福祉ということを目標といたすものであります。労働問題について広く理解と良識を養ふことは、ひいては労働者諸君の福祉の向上になるものと考えられるわけでありま

す。そういう建前から、それが労働省のやりま

す仕事全体の大きな目標でありまして、その中に含まれる一つの部門として、労働者に関する啓蒙宣伝をより効果的にやるといふ意味で本協

会を作つたのであります。その本協会の具体的な目標を明確にしておるわけ

でございます。大きな目標は、これは言うまでもないことであります。労働者あるいは労働省全体の仕事でござ

います。

○五島委員 第四章、二十五条の点について伺います。二十五条は業務の範

囲をうたつておるわけですが、二号に「労働問題に關し出版及び放送を行うこと。」というようにありますが、その「放送を行うこと。」という放送です

ね。労働省の放送は一体どういふような構想ですか。これは法案が成立して日本労働協会が設立された際におい

て、「放送を行うこと。」というのはい

ういふような放送局を利用されるので

しょうか。

○石田國務大臣 この協会の仕事は、たびたび繰り返してお答え申し上げて

おります通り、できるだけ協会の自主性、中立性を保ちますために、協会の

会長を委嘱いたしました。具体的な職務の内容については、あるいは仕事の判断によつて運営していただく建前で

ございます。従つてこちらから、放送をやる場合にはどの放送局を使え

るか、出版をやる場合にはいかなる出版に

に局限しろというように初めから考

へておるわけではございません。けれども、この「放送を行うこと。」とい

うのは、常識的にはNHKを初めとする現在わが国にございます各種放送設備というものを利用するといふ意味

であります。

○五島委員 協会が設立されたら、独自の協会自身にその放送局なんかの選

択はまかすといふようなことでござ

る。ある信頼すべき学者の話を私たちが聞いた。ところが労働問題の講座あ

るいは講演等々については、放送局のうちでNHKが一番話しいのだ、民

間放送局で講座あるいは講演なりをする場合は何か一つの型をはめられるよ

うな気がする。こういうふうな少しばかりの自己意識を織り込んだ講演とい

うようなことは、やはり民間放送として非常に困るのだといふようなこと

で、ワケをはめられて、講演などは非常にむづかしいのだ、講座は非常にむ

づかしいのだ、そうすると、学者等々に講演、講座を日本労働協会から委嘱

されたりなどした場合は、ワケをはめられて、学者特有の自主的な講演が非

常にしくいといふ経験をわれわれに話されたのであります。こういうよう

なことについて、NHKあるいは民放、それぞれ色があるだろうと思

うのです。色がある幾つかの各種放送局あ

るいはテレビ、そういうようなところ

でやる場合の講演、講座が、大臣が言

われる一条の目的を達成するために、非常に良識をつちかうとか、あるいは

公正な判断とかいうことでワケをはめ

られるおそれがなきにしもあらず、こ

ういふようなことについては大臣は今

後どういふように考えられて処置され

るつもりですか。

○石田國務大臣 民間放送が学術的な講演や何かにいろいろワケをはめてい

るといふことは私も初めて聞くのです

が、もしそういうようなことがあるとす

れば、それはおそろしくこの放送時間

のスポンサーといふようなものに制約

を受けるのだらうと思ひます。本協会

でやりますいろいろな事業は、本協会

がスポンサーになつてやるわけですか

ら、他の民間事業がやるといふ場合と

はよほど違つてくると思ひます。しか

しそういうように、本協会の中立性を

侵したりあるいは講演の内容に放送局

が制限を加えるといふようなおそれが

あります場合は、本協会においてそ

ういふ設備を使わないうことになるだ

らうと思ひます。それはやはり協会の独自の判断でやつていただくことになるだ

らうと思ひます。

○五島委員 今のような「放送を行うこと。」といふ業務内容があるわけ

ですが、今後放送局の利用等々について

私たちは非常に危惧するわけですね。

一条の目的がほんとうに達成されるかど

うかといふような問題ですね。

それから次に第三号の「労働問題に

關する講座を開設すること。」とい

う業務があります。この講座とい

うのは、やはり教育を目的とするところ

の講座だらうと思ひますが、これは私

が解釈するように教育といふ面も内容

に含まれていくかどうかといふことを

お尋ねします。

○石田國務大臣 現在でも労働省で夏

期大学とか労働大学とかいうような

のをやつたり、またそれに対して援助

したりいたしておりますが、それをよ

り以上積極的に、それから同時に、役

所のやり方ではなく民間人のやり方

で、

より大衆的にやりたいといふわけであ

ります。もちろん教育といふ意味も含

まれているわけでありま

す。

○五島委員 そうすると、その講座を

開設することの内容、知識の内容は教

育も含まれていくといふことに解釈さ

れるわけですね、教育も含まれてい

るといふように私たちは大臣の答弁の

から聞き取るわけですね。そうすると、

非常に自主的な構成で、そうして良識

をその目的とするといふ目的の内容に

ついて、国民を教育せしめるといふこ

とが今後非常に重要な意味を持つてく

るんじゃないかと思はれる。そうす

ると、この教育といふ業務内容がある

といふことになる、今後の質問に非常

に重要な関連が生じてきます。この四

号ですね。「労働組合及び使用者団体

等の行う労働教育活動に対して援助を

行うこと。」といふ援助の仕事も業務

にある。そうすると、この援助というの

は一体どういふようにして援助をされ

ていくのですか。援助の具体的な方途

いかにということですね。

○石田國務大臣 教育といふ意味は、

いわゆる道徳教育とか思想教育とかい

う言葉でよく使われる一定の考え方を

押しつけるといふ意味の教育ではなく

して、知識を普及するといふこともや

はり教育の中に含まれると思ひます。

従つて、労働協会のやりま

す教育といふのは、考え方あるいは思想などにつ

いて一定の方向づけを行おうとする

教育といふ意味ではなくして、知識の

普及といふ意味、こういうふう

に御理解願ひたいと思ひます。

それから労働教育活動に対して援助

を行うといふ援助といふことは、たと

えば資料の提供、講師の派遣、そ

り、これは協会の新しい人事構成がきまりましたら、その人の自主的な活動に待つことを建前としておりま

す。従つて一から四までのことに限局しておきますと、その人たちの新しい別途の構想というものを押えてしまふことになりまふので、そういう人たちの新しい、われわれの気がつかない構想などもこの中で生かしていきたい、こう思つておるのであります。具体的に申しますと、たとえば映画の作成などというようなこともこれに含まれておる、こういうことであります。

○五島委員 そうすると、今のところでもう一べん聞くのですが、新しい構想というものは、新しい構想であれば何でもやれるという語弊があるのですね。これは、これは大臣等に相談されて、それがよからうと言つたら、あるいは労働省自身が相談に応じた場合は、それは新構想としてどんなことでもやれるということですか。

○石田國務大臣 それは第一条の目的を達成するためという限定がございまして、これが第一点。それから第二点は、業務を行われる場合においては、一々相談にあらずからないつもりです。完全に自主性を保たせるつもりでございます。この第五号を設けましたのは、第一条の目的を達成する仕事というのはいから四だけのものじゃない、もつとほかにくさんありやうなものだ。ありやうなものだけれども、またのがれるものもある。従つて新しくできました構成の人たちの自主的な判断に基いて、第一条の目的を達

成するといふ限界の中でいろいろやつていきたがたい。その仕事について一々、これをやるからどうだこうだといふ御相談を労働省が必ずやるというやうなことはいたしません。そういうことはやはり協会の自主性を妨げるものだ、こう考へておるわけでありま

す。○五島委員 労働省みずから今の答弁の二、三点について教育をやるといふことが明らかになつた。しかしそれと労働省みずから労働行政の補足として労働協会などを設立し、教育までやるうとするのは、何か労働省みずからが官僚的な行政で国民を教育できないのだといふことを認識されたやうな説明に私は聞かざるわけでは。労働局長もここにいられる。そうして労働運動の労使の正常なる慣行等々については教育しておられる。あるいは各都道府県でも、労政事務所を通じて映画あるいは機関誌あるいは講座等々をこの十数年にわたつてやつてこられ

て、労働問題の普及等々については、不完全ながらも努力の途中であり、そうしてその効果はすでに上つたといふように思われるわけでは。しかし大臣が従来から言われるように、経営者には、労働組合法の精神を理解せざるがゆえに、労働組合を作らうとしたりあるいは労働組合といふことを聞いたただけでもびつくりしたり、それをぶちこわそうとしたりしようとする者がおる。しかしそれは労働省の行政としていまだ不十分である。不十分であれば、これからはなおその労働行政の正常なる運営、あるいは労働三法の普及のために努力しなければならぬが、

それができないがために、それを補足するといふことにおいて日本労働協会を作り、教育までそれにさせようといふことになる、労働省の教育の事業と日本労働協会の教育の事業がダブつてくる。教育は二重にも三重にもやる方がいいといふことももしれないが、何か独自のものだ。そうすると労政局が教育をやろうとするのと、自主性があつて、ちよつとの食い違いがあるといふやうな場合も起るかもしれない。そうして学識経験者が理事になつたりあるいは審議会委員になつたりするやうな規定になつておるわけですが、學者み

ずからが研究し、そうして学説を立てた。それは何も労働省にその学説等を曲げられるはずはないと思ふ。そうすると労働省自身が教育をやりたいと思ふその意図と、日本労働協会の學者等々がやるその教育と食い違いを生ずるかもしれない。食い違いを生じた場合に、どういふように国民は受け取つていいかといふことなどの疑問がわくと思ふ。こういうやうな疑問の中から、日本労働協会が今度設立されるが、一体外国はどうだろうかといふやうに思ふわけでは。外国は外国であり、日本は日本だと言つてしまへばそれきりのものでは、外国ではこのやうな協会を持つておるかどうかといふことで。僕が調べたところでは、日本労働協会といふ法案の内容を持つやうなこれらの組織は、外国にはないやうな気がするわけでは。しかも国民を教育

は、外国にはないやうな気がするので

す。これは労政局長でもよろしいです。これは第一に、私どもの方の役所で今までやつて参りました労働教育についての仕事の成果が上つていないといふことを申し上げるわけではありません。しかしやはり今までのやり方で不十分、不徹底な面があればこそ、現在労使双方の間あるいは国民の間に労働問題の理解の度合いがまだ全体的に低いのであります。これを補うのには、やはりいわゆる官僚的な機構の中で官僚的なやり方をするよりは、民間の人でやつてもらいたいといふ考へ方に出ることが第一点であります。

それから教育々々とおっしゃいます

が、さつきも明確にいたしておきました通り、これは知識を普及するといふことです。知識を普及するといふことによつて理解と良識を高めるといふことが目標でありまして、考へ方や思想の方向づけをしようとするものではございせん。それはもう明確にいたしておきたいと存じます。

そこで諸外国の場合どうなつておるか、それから労働協会のやるものと労働省のやることとの間に具体的な食い違いがそれではどこで生ずるかと思ひますと、それは具体的に起つてくる個々の事例についての判断あるいは法解釈、そういうものではない食い違いがあらましようが、しかし私は、食い違いがあつてもやむを得ない、こう思つております。別に特に調整する必要はないと思ひます。やはり問題を多く提起し、知識を多く広めていくといふことの中から国民の良識と判断力を養つていくといふことが正しいのであつて、

それを意識的に調節したり方向づけをし
たりする必要は私はないと考えてお
ります。諸外国の例については労政局
長から答弁をいただきます。

○亀井政府委員 諸外国の例につきま
しての御質問でございますが、日本
労働協会のように全額政府の出資で、
民間の教育団体としての存在を持って
いるものはないのでございますが、
しかし国庫の補助あるいは地方公共団
体の補助によりまして教育活動をして
おります民間団体は諸外国にもたく
さんございます。たとえばイギリスに
おきます労働教育協会あるいは労働
大学、全国評議会、あるいはアメリカ
の労働教育協会、スエーデンの同業
労働教育協会、フィリピンの労働教育
センター、こういうようなものはすべ
て国の補助金または地方公共団体の補
助金によって労働教育をやっております。
その労働教育の内容も、ただいま
大臣から御答弁ございましたように、
労働問題に関する知識の普及という意
味の労働教育活動をやっております。
従いまして、日本労働協会が今考えて
おりますことが外国にないというこ
とでは決まないのでございます。事
例はたくさんあります。

○五島委員 外国には国の補助等々で
やっております。そして知識の向上等に
ついては諸外国にもあるということ
ですが、諸外国のこういうような組織は
このような業務内容を持って、日本
労働協会のような内容を持っておるの
ですか。

○亀井政府委員 日本労働協会は大き
な二つの機能を持つておるわけでござ
います。一つは研究機関としてこの機
能、一つは教育機関としての機能であ

ります。外国におきましては研究機関
は研究機関としてやはり民間の団体で
別個のものを持っております。そして
教育機関は今申しましたように、いろ
いろな労働教育協会やっております。い
ろいろな形でございます。日本労働
協会はこの二つの機能を、諸外国でや
っております二つの機能を一つの団体で
行おうという趣旨でありまして、外国
では同じように二つの目的を持って
別々の機関がやっておりますのでござ
います。その点で例があるといえは諸外国
にも例があるわけであります。

○五島委員 イギリスの例ですが、イ
ギリスでは労働組合等々がこれらの趣
旨に賛同して、労働組合の援助等々も
受け入れているように承知するわけで
す。そうすると、日本労働協会法案そ
のものにいろいろ疑念を持つ、今後の
運営とか、それを設立して一体何の価
値があるだろうか、かえって逆に悪い
効果が出てくるのじゃないかという
ような疑義があるゆえに私たちは質
問するわけでございます。イギリスは
労働組合等々が喜んでこれに援助を決
議したりして、労働者等々がこれらの
機関にどんどん入学したりしている
が、それは一体どういうことか。その点
については、この法案全体を見渡し
て、労働者自身の意欲も意思も何もこ
れに通わないような協会の内容になっ
ており、機構になっているというよう
に考えるわけです。この協会そのもの
の中に労働者自身の運営の意向を注入
できないような、シャット・アウトし
てしまったような、ほんとうに政府の
御用機関であるかのような印象を持つ
ところのこの日本労働協会に何か疑義
が持たれる、こういうことです。イギ

リスあたりでは、さいぜん申しました
ように、労働者みずからもそれに非常
に賛同をして、ほとんど労働者などを
大学に入学させたかやっています。
それはやはり、日本労働協会の本質
と、イギリスに持たれるところのこれ
らの協会の本質がずいぶん違うよう
な気がするわけですが、その点について
はどういうお考えですか。

○石田国務大臣 まず労働団体、労働
組合その他の御協力、御理解を願うこ
とについては、今私どもの方から、各
種の組合の幹部の諸君に対して説明を
ずっと継続してやっております。中に
は、だんだんと御理解を得てきている
向きも相当あるわけであります。それ
では、この法律の上でどこでそれを表
わすかと申しますと、評議員でありま
す。二十四条の評議員会に労働組合の
代表の人たちその他が入っていただき
まして、この運営についていろいろ協
議を願いたい、御意見も聞かしていた
だきたい、こう思っているわけであり
ます。しかし全体の運営といたしまし
ては、労働使、公益三者の構成によつて
運営をいたすと申しますよりは、やは
り第三者的な、中立的な立場の人々に
よつて公正な公平な知識の普及をは
かっていたきたいというところに重
点を置いておりますがゆえに、特に理
事その他の人選についても、三者構成
というふうな考え方は採用していません
のであります。しかし、労働組合の御
協力あるいは運営についての御援助を
得ますためには、今申しましたよう
に実際上のお手伝いも願うように話も
進め、それだんだんと賛成の人を
得ておりますと同時に、評議員会でそ

れをやりたい、こう考えておるわけ
でございます。

○亀井政府委員 外国の労働教育協会
におきましては、今御質問のございま
したように、組合みずからも一つの会
員になりましてこの事業に参加をして
おりますことは事実でございます。協
力の仕方が、日本的な協力の仕方と諸
外国の行き方と若干違うのでございま
すが、この日本労働協会におきま
して、ただいま大臣から答弁を申し上げ
ましたように、評議員会の中に労働者
の代表の方々に入らせていただきま
して、この協会の具体的な事業の決定あ
るいはその事業の実施というふうな面
につきまして労働者の意向が十分反映
されるようにわれわれとしては法律上
考えているわけでございます。ただ表
面に、二十三条の中には、「協会の目
的を達成するために必要な学識経験を
有する者のうちから」というような
表現で出ておりますが、その趣旨はそ
ういう趣旨をこの中に含んでいるわけ
であります。

○五島委員 そうするとこの問題は、
今の件については何か釈然としないも
のがあつたわけでございます。評議員会
の中に組合を入れるというふうなことに
ついては、私はきょう初めて意向を
知つたわけです。が、相当前にも大臣
に中原さんが質問されておつたわけ
です。労働協会に対して労働大臣は何を
監督するの、この監督の権限が非常
に幅が広いじゃないかというふうな質
問に対して、労働大臣は、日本労働協
会が中立性を持つておる、そして自主
性を持つんだ、だから労働大臣の監督
は経理を中心に監督していくのであつ
て、あとのことは労働協会の自主性、

中立性にまかせるんだ。中立性、自主
性という言葉を限りにおいて、
そう介入はできないわけなんです、
そうすると依然としてそういうような
見解で日本労働協会に臨もうとされる
かどうかということについて伺いた
い。

○石田国務大臣 中原委員の御質問に
お答えした通りであります。財政上の
監督以上のことには出る意思はござ
いませんし、また出ないように規定を
いたしております。

○五島委員 そうすると、その第六章
の雑則の第三十五条の監督というこ
ろに、「協会は、労働大臣が監督する。」
と冒頭にうたつて、「労働大臣は、こ
の法律の適正な施行を確保するため特
に必要であると認めるときは、協会に
対して、その業務に關し監督上必要な
命令をすることができ、」とある。必
要と認めるときは、監督上必要な命令
をすることができるといふような条文
を持つ意味は、労働大臣がすべてを監
督するんだ。その監督上において特に
必要と認めた場合は業務に關して命令
をすることができると二項には規定し
てあるわけです。そうすると、今大臣
の説明では、経理上の問題のみを監督
するんだ、ほかには介入はできないこ
とになつてゐるんだと言われるけれど
も、労働省あるいは労働大臣が特に必
要と認めた場合は、これに業務の命令
をすることができるといふことになつ
ておる限りにおいては、今大臣が言わ
れたような一面だけで監督をするとい
うふうなことにはならないのじゃない
かというふうに解釈されるが、こ
の点はどうですか。それから、「前項
の規定による命令は、協会の業務の運

公正であるというような場合、そういうことが十六条の二項の役員を罷免する原因になり得るかどうかというところ、私は原因になり得ないと考えます。なぜならば、ここに規定してある役員たるに適しない非行、あるいは心身の故障、あるいは職務上の義務違反、これは非常に個人の名誉に関することであります。従って、そういうあいまいなことをもって処分をすれば、言いにくい非行があったか、あるいは心身が故障しておるか、あるいは職務上の義務違反があったかということを示しななければなりません。そのことは、言いかねばその人にとっては個人として名誉毀損で訴える基礎になり得ることであり、第一社会の常識がそんなことを許しませんから、公正であるとかないとか、あるいは協会の運営が本条の目的の範囲内において行われておるとかいないとかいうことは、役員の罷免の原因にはなり得ない。それは目的に達しないという場合、目的から逸脱している場合、それはむしろ先ほど御説明しました規定に準拠する、こう思っております。

○五島委員 次に十八条です。十八条の代表権の制限で「協会と会長との利益が相友する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。」というように代表権の制限がうたわれておる。ところが十二条を見ると「会長は、協会を代表し、その業務を総理する。」と、そうして第三項には「監事は、協会の業務を監査する。」という職務がある。監事は協会の業務を監査する職務であるにもかかわらず、十八条にお

いては、利益が相友するときは会長は代表権がない、その代表権は監事に付与するのだという規定になっておる。ところがその会長が利益相反するとき代表権がなくなった場合でも、それを代表して業務を総理しなければならぬ。ところが十二条において監事は協会の業務を監査するという監査の職務があるものが、十八条において代表権があるというようなことはちよつとおかしいのじゃないか。ところが案ずるに、会長及び監事は労働大臣が直接の任命である、理事は会長が相談して大臣が任命することになった。一部間接的なものである。そうすると、直接大臣が任命される会長、監事の立場の中に、職務としては二つの権限がはつきり二分されていると思うのです。それにもかかわらず代表権を監事に置いたということは、やはり大臣が直接任命されたがゆえに、直接任命されるものに代表権を与えたいという企図があるのかどうか。これは間違いないかならうかというように思うのですが、この点についてはどうですか。会長が代表権がない場合は、理事の理事者のたれかがこれにかかわって代表権をつかさどるといふようになるのが大体通念じゃないかと思うんですが、ここだけはちよつと違うから、特に質問しておきます。

○石田國務大臣 これはどの公法人の規定の中にもある規定でありまして、きわめて特殊な場合に限りおるわけでありまして。一例をあげますと、会長の財産というか、会長個人の品物を処分する、そういうような問題にからむわけでありまして。具体的な事例は労働

局長から答弁させますが、どんな公法人にも規定があるわけでありまして。○亀井政府委員 大臣の御答弁をもう少し補足いたしますと、趣旨は今の大臣の御答弁の通りでございます。会長個人のいろいろな財産の処分、これは協会との取引におきましてやります。一方では協会の会長の資格でございますから、これは協会に不利益に取り扱われるおそれがございます。従いましてそういう場合には、第三者の立場にありまします者を代表権者として選ぶことは、これは特殊法人の通例でございます。その場合に理事を選びましますことは、理事は会長が任命したものでございまして、任命した者と任命された者との間の関係につきましては、これは若干問題があるわけでございます。従いまして同等の地位、すなわち労働大臣から同じく任命されておる理事の職務をその代表権者として選ぶということが適当じゃないか。これはどうの特殊法人にも共通なものでござい

ます。○五島委員 第二十条を見て下さい。「協会の職員は、会長が任命する。」とあります。「そうするとこの職員の規模などはどういふように構想されるのか、あるいは協会の役員だけを作つて、評議員を作つて、そうしておせん立てをするのだという説明がこの前はあったわけですね。そうすると役員が本部を置き支部を置く、支部を置く」と思つたけれども、三十億が十五億になつたのでひとまず支部をやめておこつたというように予算の上では制限されてくるのだという説明があつたわけですが、その規模がどのく

らいであるか。その規模というのは、職員の数は一休どのくらいで実際の業務がやられるのか。○亀井政府委員 職員の数の問題につきましては、これはかねがね大臣が御答弁申し上げておられますように、この協会ができてから理事会において決定されていく性質のものだと思ひます。すなわちその人数なりその構成あるいは組織という問題につきましては、しかしわれわれとしては、一応この協会が二十五条に規定してあります事業を円滑に行いますには、これに四十名ないし四十五名の職員が必要ではないかという一応の計算は立てておりますが、具体的にはたゞいま申し上げますように会長が理事会の議を経て決定していく性質のものだと思ひます。

○五島委員 そうすると四十名から四十五名が想定されているというわけですが、二十一条には「役員及び職員の公務員たる性質」ということを特にうたつてある。その公務員たる性質をこの法律が付与しようとするに當つて、「役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」ということになつております。その身分の保障、待遇関係は一体どうなるのであろうか。ただこの法律は罰則を適用するときだけ公務員の公務に従事する職員とみなす、あとは何にもない。野放しである。そういうようなことで、その職責に當つてはやはり責任はとつてもらわなければならぬ。だれでも信賞必罰ですから責任はなければならぬ、ところがこれらの職員や役員については罰則だけを公務員並みに規定して、その他

は知らぬぞ、あとは自主性にまかせるというふうなことにについては、その身分の保障、それから待遇関係は一体どういふように構想されておるか。○亀井政府委員 それらの具体的なことは先ほど御説明申し上げましたように、すべて理事会の決定を経まして定款で具体的に定められる、あるいはその下部細則でございまして執行細則、こういうふうなものでございまして、この協会に從事し得る職員は、言うまでもなくその事業の内容が高度の知識と経験を要する事業でございまして、これに從事し得る職員の賃金のベースその他は、もちろん社会水準よりも高いものを予定せざるを得ないと思うのでございまして、われわれもそういう意味で、具体的に理事会その他が決定するのでございまして、予算の上におきましては高い賃金のベースというものを考へて予定をいたしておる次第でございます。

○五島委員 第三章の評議員会ですが、さつき大臣とあなたも一部触れたわけですが、評議員会は理事の諮問機関になつておるわけですね。ところがその理事会の諮問機関である評議員会の委員は大臣の任命になつておるわけですね。このように、会長は直接大臣が任命する、理事は会長の推薦者を大臣が任命する、その理事の諮問機関である評議員会をまた、それらの意向を上申して——上申というと語弊があるかもしれぬけれども、これまた大臣が任命する、三段に分れておるのを、すべて三段とも大臣が直接任命する。何だかこの評議員会が労働大臣の諮問機関であるかのような印

象がある。さいぜんからずと大臣が言われているように、中立性、独自性があるものならば、しかもこれは監督というものは任意にする、意見が食い違つて教育の方法が食い違つたつて、これはやむを得ないだろう。国民の知識を向上し労働運動の認識を広め、上げるためには意見、教育の方法が食い違つたつて仕方があるからう言われる。そういう言葉があるにもかかわらず、法律では理事会の諮問機関である評議員まで大臣が任命する。この点については二重にも三重にも四重にもこの労働協会そのものを縛りつけることになるわけだ。大体諮問機関は、理事会の諮問機関だつたら理事会にまかせて、適当な人を自由に選ばせて、そうして諮問に応じさせることが、より中立性を尊重するゆえんにならうと思うのですけれども、この点についてはどうですか。ここまでこの法律で縛りつける必要がありますか。

○亀井政府委員 この評議員会を持つております特殊法人というのはあまり例がないのでございまして、そういう意味で先ほどから大臣が御説明申し上げておりますように、この団体の自主性を尊重する意味におきまして、この評議員会制度をこの法律として認めておるのはこの団体の大きな特色だと私は思うのでございまして。そこで評議員会は諮問機関ではございますが、できるだけ諮問に対する答申がございするたに、やはり会長なり理事会で任命されるより、これは会長の諮問機関であるいは理事会の諮問機関でございすから、自分の任命された者から諮問を受けて答申をするというよりも、やはり第三者の労働大臣が任命し

た方がより諮問に公正に答へ得る、自主的な判断で自由に答へ得る力を付与するといひますか、そういう趣旨で理事会あるいは会長の任命よりも、労働大臣の任命の方がより公正であらうというふうな考え次第でございまして。

○五島委員 理事会の任命よりも大臣の任命の方がより公正ということ、何か理事会を信用せざる者の言葉になるのじゃないかと思う。まあ解釈の仕方はいろいろな面からできるわけだが、どうもその点、そんなに労働協会の役員あるいはその他の機構で縛りつけて、そして言葉の中では、独自性、自主性、中立性というようにことを宣傳したつて、われわれの理解の中には、言葉そのものの百パーセント響いてこないように思う。この点はあとに残しておきます。

それから中山会長がこういうことを言われたそうです。日本労働協会というものを作ることとは希望しておつたのだ。ところが実際法律案が出てみると、こういう内容の日本労働協会は希望していなかったのだ。中山会長は私鉄争議を調停し、あつせんし、そして時の人になつておる。そして中立委員として今を時めく人なんです。そういう人たちが、日本労働協会として調査資料の収集というふうな問題について、早く作らないと日本の労働運動の資料等々がなかなか収集できない。それで歴史的なものになるから、そういう方面では希望していただ。ところがこの法案が出てみると、案に相違して教育、宣伝、啓蒙というところまで持つて持たれて、その権限が非常に大幅に拡大されている。こういうことでは二重にも三重にも縛りつけ

る。こういう内容を持つ協会そのものは希望していなかったということを言われたそうだが、こういうことを聞かれたことがありますか。こういう学者がこういうことを言っていることが、われわれに今までのような疑問を持たせるゆえんではないかと思うのです。

○石田国務大臣 今五島君のおっしゃつたような中山先生の御意見は、聞いたことはございせん。それから、もし中山先生がそういう御意見を持つておいででしたら、私は座談会とかそういうところでしょつちゅうお目にかかる機会がございまして、私が当の責任者でございまして、中山先生が真剣にそういう御議論でしたら、本法案を立案したあとからでも、何度でもおつしやる機会があるはずであります。一度も私は伺つたことがございせん。むしろ協会法はどうなつたかと非常に心配された御質問はたびたび伺つております。

○五島委員 それではもう一点で終わります。大正八年、米騒動の後に協調会ができた。そうしてその行く末は産報会に代つてしまつた。協調会は、大正年代の労働問題が芽を出すころは非常に進歩的であると評されておつたわけですが、ところが、現在昭和三十三年の時代になつて、それが進歩的であつたからこれも進歩的であるということには必ずしもならないと思う。日本労働協会は、この協調会の精神あるいはやり方等々を参考とされたのかどうかというところについて、端的に聞いておきます。

○石田国務大臣 いろいろな人なり団体なり法人なりの果たした役割というものは、そのときどき進歩的であつても、長い年月がたつてば、同じものを作つてみても進歩的でないということはその通りであります。しかし、そのもののそのときにおける価値はそのときにおいて判断すべきものであつて、今日判断すべきものではない。協調会は協調会なりあの時代においては進歩的役割を相当程度果たしたものだと思つております。しかし、本協会を作るときに協調会を参考にはいたしません。むしろ協調会的なあり方にならないように注意をいたしまして、参考にしたとするならばそういう点であります。その第一点はどこかというところ、協調会の財源というものはたしか六百万円であつたと思うのですが、四百万円が財界の寄付、二百万円が国庫の支出でありました。こういうことで現われますように、あるいは経済界の立場から労働問題の処理を考えた。それだけであつたはなりせん。やはり労使双方の中立的立場というものを確保しなければならぬので、金額政府出資といつたました。それから協調会の果す大きな役割の一つは労使紛争の調停でありまして、今日労使紛争の調停は中央労働委員会あるいは公共企業体等労働委員会等ございまして、それがやつておるわけでありまして、そういう役割は完全に除外をいたしているわけでありまして、協調会のおもな役割はむしろそこにあつまして、本協会の果そうという役割は、現在の段階における労働問題の知識を普及する、その一点であります。その知識を普及するために必要な啓蒙宣伝、基礎的な調査研究、そこに重点を置くことによつて労使あるいは国民全体の労働問題の理解と良識をつちかう。従つて、協調会の重点を置き

た仕事は全く失われておりまして、性質も内容も違つておるわけでありまして、五島委員 一応これで終ります。まだはかにあるのですけれども、保留します。

○森山委員長 本日はこれにて散会します。

午後零時三十分散会